

滋賀労働

Mother
Lake

滋賀県労働広報紙

675号
2025

滋賀県最低賃金の改正について

63円引き上げて、時間額1,080円に

令和7年度の滋賀県最低賃金は、滋賀地方最低賃金審議会の答申を踏まえ、時間額1,080円に改正されます。効力の発生は、令和7年10月5日です。

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与、臨時に支払われる賃金は含まれません。

【お問合せ先】

滋賀労働局労働基準部賃金室 TEL: 077-522-6654
大津労働基準監督署 TEL: 077-522-6616
彦根労働基準監督署 TEL: 0749-22-0654
東近江労働基準監督署 TEL: 0748-22-0394

●賃金引上げのための助成金制度については
滋賀労働局雇用環境・均等室 TEL: 077-523-1190

古河AS株式会社(甲良町)が 将来世代応援企業賞を受賞されました

滋賀など全国25道府県の知事で構成する「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が実施する令和7年度将来世代応援企業表彰において、古河AS株式会社(甲良町、製造業)が「将来世代応援企業賞」を受賞され、6月4日(水)に滋賀県公館で授賞式を行いました。

同社は、育児休業の取得期間に応じてギフトカードを贈呈する取組や、次世代育成のための滋賀県立大学主催の理系進路選択支援プログラムへの参加など、子育て世代の支援に積極的に取り組まれています。

日本創生のための将来世代応援知事同盟 「将来世代応援企業賞」授賞式



【お問合せ先】 滋賀県子ども若者部
子ども若者政策・私学振興課
TEL: 077-528-3565

目次

- 表紙 滋賀県最低賃金の改正について
将来世代応援企業賞授賞式
- P2 滋賀県産業安全の日
11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です!
- P3 作業場所に起因する危険性に対処するための措置の義務付け
エイジフレンドリー補助金申請の受付開始のお知らせ
- P4 新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ
ドナー休暇制度 / 性の多様性・パートナーシップ宣誓制度
- P5 働く女性のハッピー・キャリアセミナー
滋賀の女性管理職を応援します / 闇バイト防止啓発
- P6 日本電気硝子株式会社と県立大学が包括協定を締結しました
生産性向上支援訓練のご案内
- P7 専業主推薦制度のご案内 / 能力開発研修のご案内
在職者訓練のご案内
- P8 改正 育児・介護休業法のご案内
- P9 労働相談Q&A / 県内消費生活相談窓口のご案内
- P10 高齢者活躍促進セミナーのご案内
「認知症と共々働く」～職場における認知症の方の理解と支援について～
- P11 労働委員会だより
- P12 福祉の世界に学ぶ!多様な人とのたたらきかた
仕事と介護の両立支援アドバイザーの派遣

10月1日～7日は全国労働衛生週間です
＜令和7年度スローガン＞

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」 厚生労働省



11月15日は「滋賀県産業安全の日」 (無災害運動期間 11月1日～30日)

令和6年の労働災害発生状況は、死亡災害は10人と前年と同数の発生となり、休業4日以上死傷災害（新型コロナウイルス感染症関係を除く。）は1,498人と前年から20人減少し、5年ぶりに減少に転じる状況となりました。

このような状況を踏まえ、今年度も、労働災害を発生させない職場づくりのため、各業種の特性に応じた自主的な安全衛生活動を広く推奨するとともに、「滋賀県産業安全の日無災害運動」を展開し、近年、労働災害が増加する小売業、飲食店、社会福祉施設等の事業者、労働者を支える家族等も含め、広く事業場への参加を呼び掛けています。

（参加申込みいただいた事業場には、事業場には運動期間中の労働者の啓発活動にご利用いただけるステッカーを送付させていただきます。）

滋賀県産業安全の日

検索



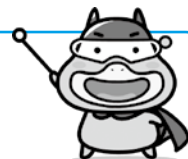
【お問合せ先】 滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 TEL:077-522-6650

滋賀労働局 労働保険徴収室からのお知らせ

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

- ◆労働保険（労災保険と雇用保険の総称）は、労働者の皆さまが安心して働けるよう、政府が管理・運営している保険制度です。
- ◆厚生労働省（滋賀労働局）では、労働保険の健全な運営、費用の公平負担、労働者の皆さまの福祉向上のため、“労働保険未手続事業の一掃”に向けて年間を通じての啓発を図るとともに、11月1日から11月30日までの1か月間を、「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め、労働保険未手続事業の解消に向けた集中的な広報活動を全国的に展開しています。

「労働保険未手続事業発生防止」関連の 厚生労働省委託事業のご案内



起業者・起業予定者の方に向けて

起業時に知っておくべき労働保険制度の重要ポイントのセミナーを実施（講師派遣）します！

厚生労働省は、未手続事業の発生を防止するために、新規起業者等に対し労働保険制度の必要な知識等の啓発活動を下記の受託会社へ委託しています。

各種事業者団体（商工会議所、商工会など）や地方公共団体などで主催するセミナーに講師を派遣し、労働保険に関する制度の周知、成立手続の必要性を起業者（または起業予定者）に周知します。個別にセミナー受講を希望される方への依頼も受け付けておりますので、ぜひご活用ください。（令和7年度労働保険の未手続事業発生防止のための周知・啓発事業）



「労働保険制度とは？」をご説明します。

- ・専門家講師を派遣します。
- ・ニーズに応じたセミナー構成（時間、開催方法依頼に合わせて対応）

プログラム
例

労働保険とは
こんな制度
です

労働保険
加入手続き

加入手続き
を怠って
いた場合は

労災保険/
雇用保険
とは

- ▶ 起業時に知っておくべき労働保険制度の重要ポイントを学習できます。
- ▶ プログラム範囲、実施時間（15～90分など）は、セミナー内容に合わせて調整可能です。
- ▶ セミナー実施、講師派遣、テキスト配布は無料です。
- ▶ 47都道府県の会場開催、オンライン開催の対応可能です。

詳しくは右記受託会社へお問い合わせください。

※強化月間（11月）に限らずご利用可能です。
事業予算がなくなり次第終了します。

受託会社：株式会社タスクールPlus

所在地：東京都港区虎ノ門1-16-8

虎ノ門石井ビル4階

TEL：03-6206-7045（平日 9:00-17:00）

Mail: roudouhoken-seminar@task-school.com

サイト: <https://plus.task-school.com/r7roudouhoken/>

【お問合せ先】 滋賀労働局労働保険徴収室 TEL：077-522-6520

労働基準法における労働者性がない者に対しても「作業場所に起因する危険性に対処するための措置」を個々の事業者(注文者)に義務付け(R7.4.1～)

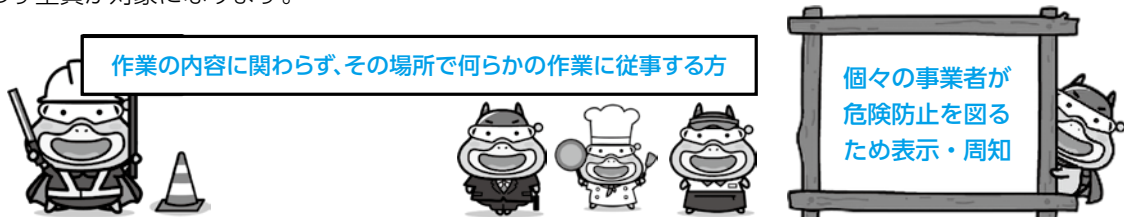
◆作業場所に起因する危険性に対する措置の内容

- ・危険箇所への立入禁止・その旨の表示
- ・乗車席以外の箇所など特定の危険箇所への搭乗禁止
- ・退避に関連する措置・事故等発生時の退避
- ・特定の場所での喫煙など火気使用の禁止
- ・悪天候時の作業禁止



◆措置の対象者は

- ・業務委託として働いているフリーランス、一人親方の他にも、自ら現場作業に従事される他社の社長、その従業員、資材搬入業者、警備員など同一の現場で何らかの作業に従事される方であれば、所属や契約関係を問わず全員が対象になります。



令和7年度エイジフレンドリー（「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉）補助金申請の受付開始のお知らせ

◆令和7年度エイジフレンドリー補助金の申請受付が始まりました

従来と同様に、『**中小企業事業者**』を対象としたものでありますが、

- ・中小企業事業者が専門家を活用してリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえた優先順位の高い施設、設備、装置等の改善を行う場合にかかる費用の**5分の4**を補助する「**総合対策コース**」が新設されています。
- ・その他にも、60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による**熱中症予防対策**として空調服、スポットクーラーの導入、ウェアラブルデバイスによる健康管理システムの導入、WBGT指数計の導入に要する経費の**2分の1**を補助する「**職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）**」も新設されています。



＜令和7年度エイジフレンドリー補助金 事務局サイトへのリンク＞

補助対象になるかどうか、まずは聞いてみましょう

TEL : 03-6381-7507 (申請担当)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会



ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

SUSTAINABLE GOALS

はたらくあなたの、いちばんそばに。

私には、
たくさんの夢がある。
そんな夢を応援して
変えてくれる
ろうきんがある。

森川 葵

ろうきん
イメージモデル
森川 葵

広告

はたらくみんなを全力応援！

R 近畿ろうきん

お客さまセンター ☎ 0120-191-968

月曜～金曜9:00～18:00(祝日、12月31日～1月3日は除く)

<https://www.rokin.or.jp>

新規高等学校卒業予定者を採用予定の雇用主のみなさんへ

- ◇応募者に広く門戸を開くとともに、応募者の適性と能力に基づいた公正な採用選考をお願いします。
- ◇9月16日は新規高等学校卒業予定者の採用選考開始日です。
- ◇応募書類は「近畿高等学校統一用紙」を使用しましょう。 ◇平成28年12月 部落差別解消推進法が施行されました。
- ◇採用選考時に本籍・出生地などの本人に責任のない事項を把握することや、身元調査を行うことは、就職差別につながるおそれがあります。



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省・滋賀労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

【お問合せ先】 滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL：077-526-8686

～従業員の方の「いのちをつなぐ思いやり」を応援しませんか？～ ドナー休暇制度の導入をお願いします！

ドナー休暇制度ってなに？

白血病などの病気を患う方にとって骨髄等移植は有効な治療法ですが、骨髄を提供するドナーは10日程度医療機関にお越しいただく必要があり、仕事を理由に提供を辞退してしまう方が多くおられます。

そこで、滋賀県ではドナーが外来受診・入院のために取得する休暇を、企業で「ドナー休暇」として特別休暇に定めていただく取組を推進しています。

ドナー休暇制度の導入について、ぜひ前向きにご検討をお願いします！

制度導入による、3つの★つながる！★

- ★ 制度面から骨髄提供をサポートすることで、骨髄等移植を必要とする患者さんを助けることにつながる！
- ★ 従業員が骨髄提供を行う際、本制度があることで上司や同僚の理解を得やすくなり、スムーズに骨髄提供を行うことができる環境づくりにつながる！
- ★ 企業の社会的責任を果たすことにつながる！

【お問合せ先】 滋賀県 健康医療福祉部 薬務課
TEL：077-528-3630

公益財団法人日本骨髄バンク
公式キャラクター
骨髄バン子ちゃん



ドナーにも、患者さんにも。
みんなに優しい社会を
作ろう！

詳しくはこちら！



日本骨髄バンク
ホームページ



滋賀県
ホームページ

性の多様性について考えてみませんか？

- L** レズビアン（女性の同性愛者）
- G** ゲイ（男性の同性愛者）
- B** バイセクシュアル（両性愛者 同性も異性も好きになる人）
- T** トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致していない人）

ほかにも、自分の性を決められない・わからない人や男性・女性どちらも好きにならない人、心の性を男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人もいます。

LGBT等の
当事者の割合は9.7%
(電通グループ「LGBTQ+調査2023」より)
10人に1人くらい
なのだよ！



滋賀県人権啓発キャラクター
ジンケンダー

当事者の
困りごと

- ・同性カップルで住める家が見つからない
- ・パートナーがいるのに、職場の手当や休暇など婚姻している人と同じように扱ってもらえない
- ・制服や作業服が性別によって区別されている
- ・性別欄にどのように書くか悩む

当事者は差別的な言葉をかけられたり、周囲の理解が得られなかったりするなど、様々な困りごとを抱えています。

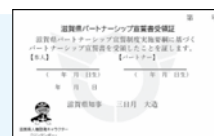
多様な性があることを理解し、尊重することが大切です。

パートナーシップ宣誓制度を実施しています

一方または双方がLGBT等の当事者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した関係を宣誓し、県が宣誓書を受領したことを証明する制度です。

※法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（相続、税控除等）が生じるものではありません。

この制度の利用者が、宣誓書受領証を提示することで婚姻している方々と同じサービスを受けることができるよう、また、この制度を利用する従業員が、配偶者のいる従業員と同様に手当の支給や休暇の取得等の制度を利用できるよう、制度の見直しを検討いただくなど、すべての人の人権が尊重される社会の実現にご協力をお願いします。



宣誓書受領証

【取組の事例】

- ・夫婦割、家族割の適用
- ・手当、休暇、福利厚生制度の見直し
- ・保険金の受取人の対象拡大
- ・制服、作業着の統一
- ・研修の実施
- ・相談窓口の設置

制度の
詳細は
こちら



【お問合せ先】
滋賀県 総合企画部
人権施策推進課
TEL：077-528-3533

「令和7年度働く女性のハッピー・キャリアセミナー」 ～一歩踏み出す力が毎日をもっと輝かせる！～

継続就労や家庭と仕事の両立、キャリアデザインに悩む企業で働く女性を対象に、滋賀県では、自分らしく働き続けることができるスキルを学べるセミナーを実施します。

【セミナー概要】

1. 日 時：令和7年11月7日(金) ※午前・午後ともに内容は同一です。
9:00～12:00(会場) / 13:30～16:30(オンライン)
2. 場 所：滋賀県庁東館7階大会議室(大津市京町四丁目1-1) ※オンラインはZoomを使用します。
3. 講 師：株式会社 プラウド 代表取締役社長 山本幸美氏
4. 申込締切：令和7年10月3日(金) 必着
5. 受講料：無料

★詳細は、チラシ・滋賀県HPをご覧ください。

しがネット受付サービス：<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/hataraku-josei2025>

【滋賀県HP】<<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/zyokatsu/345204.html>>

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部 女性活躍推進課

TEL：077-528-3772 E-mail：fg00@pref.shiga.lg.jp

申請はこちら



滋賀の女性管理職を応援

滋賀の女性を応援する「リーダー研修会」と「交流会」を開催します！

滋賀県では、県内企業や自治体で働く女性管理職・管理職候補者のスキルアップとネットワークづくりを目的に、「リーダー研修会」と「交流会」を開催します。キャリア形成に向けた実践的な学びや、他の女性リーダーとの交流を通して、自分らしいリーダー像を描いてみませんか？

■リーダー研修会

日 時：令和7年12月24日(水) 10:00～17:00 場 所：滋賀県庁新館7階 大会議室

内 容：管理職に求められる役割、メンバーとのコミュニケーション、部下育成など、リーダーに必要なスキルを実践的に学びます。

講 師：株式会社キャラウィット 代表 上岡 実弥子 氏

参加費：無料(定員40名程度) 申込締切：令和7年12月17日(水)

■滋賀の女性を応援する交流会

日 時：令和8年1月28日(水) 14:00～17:00 場 所：滋賀県庁東館7階 大会議室

内 容：企業で活躍する女性リーダーの事例発表や参加者同士の意見交換・交流を通じて、日々の悩みや課題を共有し、前向きな行動への一歩を後押しします。

参加費：無料(定員40名程度) 申込締切：令和8年1月21日(水)

※交流会後には希望者を対象に懇親会(会費制・要事前申込)も開催予定です。

■お申込み・詳細はこちら

「しがネット受付サービス」：<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/r7-shiganojyoseiwoouensimasu>

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部 女性活躍推進課

TEL：077-528-3772 E-mail：fg00@pref.shiga.lg.jp

申請はこちら



No！ 闇バイト！

闇バイトは犯罪実行者の募集です！

絶対に応募しないで！

【お問合せ先】 県民活動生活課 ☎077-528-3414

闇バイト防止
啓発動画配信中
(滋賀県警察作成)



日本電気硝子株式会社（大津市）と滋賀県立大学が 「産学連携の協力推進に関する包括協定」を締結されました！

日本電気硝子株式会社（大津市、製造業）と滋賀県立大学（彦根市）の第8期目となる「産学連携の協力推進に関する包括協定」の締結式が、7月17日（木）に滋賀県立大学で執り行われました。

両者は、2007年度に第1期の協定を締結して以来、ガラス工学に係る寄附講座の運営や共同研究、技術交流など多岐にわたる連携事業を実施してきました。今回の協定締結により、本連携事業は2030年度まで更に延長されることとなります。

今後も本協定に基づき、ガラス工学・ガラス工業界を牽引するとともに、滋賀の地域経済・社会の発展や次世代を担う人材育成への貢献に継続して取り組まれます。

【お問合せ先】 滋賀県総合企画部高等教育振興課
TEL：077-528-3274
公立大学法人滋賀県立大学地域連携・研究支援課
TEL：0749-28-8209



左から滋賀県立大学 井手慎司理事長、
滋賀県 岸本織江副知事、日本電気硝子 岸本暁社長

ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練のご案内

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

年間600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています。

満足度 **99%**

コースNo.	開催日	コース名	受講料(税込み)	会場
050	10/15	効率よく分析するためのデータ集計 (Excel中級C)	2,200円/人	キャリアプラザビット滋賀本校 (栗東市)
022	10/28	従業員満足度の向上	3,300円/人	ポリテクセンター滋賀(大津市)
025	11/14	ものづくりの仕事のしくみと業務改善	3,300円/人	ポリテクセンター滋賀(大津市)
053	11/26	ピボットテーブルを活用したデータ分析 (Excel中級D)	2,200円/人	ユウコム草津校(草津市)
027	12/11	品質管理実践	3,300円/人	ポリテクセンター滋賀(大津市)
054	12/17・18[2日間]	相手に伝わるプレゼン資料作成と提案	3,300円/人	ポリテクセンター滋賀(大津市)

- 定員 各回15人（先着順）
- 時間 9：30～16：30
- 対象者 事業主の指示により受講される方
※個人での受講はできません。

職場で受講なら、サブスク型

動画視聴によるeラーニング形式で、組織マネジメント分野（「職場のリーダーに求められる統率力の向上」など3コース）に加え、DX分野（「AI活用」など3コース）が新登場。1分野につき、2か月間920円/人（税込み）の定額制。

【お問合せ先】

「らしく、はたらく、ともに」
JEED

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部
ポリテクセンター滋賀 生産性センター業務課
大津市光が丘町3-13 TEL：077-537-1176
URL：https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html



詳しくは、
HPを
ご覧ください。



リフォーム相談

耐震相談

遊休土地の
活用売却相談

etc.



**滋賀県住宅生協は
土地・建物に関するあらゆる
ご相談をお受けしています。
お気軽にお問合せください。**

広告



滋賀県住宅生協

滋賀県知事（14）第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが6階 定休日／火・水・祝営業／9：00～18：00

資料請求・お問合せ先

☎ **077-524-2800**



企業の人材育成を
しっかりサポート

ものづくり企業

滋賀職業能力開発短期大学校

事業主推薦制度のご案内 滋賀職業能力開発短期大学校（滋賀職能大）では、企業における人材育成をサポートするため、生産機械技術科、電子情報技術科、住居環境科からなる高度職業訓練（2年間の専門課程）を活用した人材育成を提案しています。この制度のメリットは、

■基礎から体系的に学ぶことにより、現場に対応できる技術・技能が身につく！

■現場に即した環境整備なので即戦力が身につく！ ■事業主の採用活動にこの制度を活用できる！



事業主推薦制度をご利用いただいた事業主の声

弊社では、人材育成に力を入れており、その一つとして「次世代若手技術者養成プログラム」に取り組んでいます。このプログラムは、新入社員から選抜し、学費免除、給与支給のうえで専門課程に2年間通学させるもので、高校生を対象とした会社案内でも紹介するなど、この制度を利用した採用に取り組んでいます。

人材開発支援助成金による助成

訓練期間中に社員に支払った賃金の一部と入校料、授業料、教科書代等の経費の一部が助成されます。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】滋賀職業能力開発短期大学校 学務係 TEL：0748-31-2254

能力開発研修のご案内

自己啓発として仕事に活かせる専門知識や能力を身につけたい方をお手伝いします。

研修名	開催日時	対象者	受講料(税込)	定員 申込締切
品質管理基礎研修	10月17日(金) 9:30～17:00	・品質管理を基礎から学びたい方 ・ISO9001の推進者	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 10月3日(金)
ISO9001内部監査員 セミナー	11月13日(木)・14日(金) 9:30～17:00	・すでに認証登録された事業所に所属する方等	会員 16,500円 一般 22,000円	20名 10月30日(木)
「現場力を高める マネジメント」研修	10月2日(木) 9:30～17:00	・マネージャー（管理監督者）	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 9月19日(金)
リーダー・監督者のための 基礎研修	11月20日(木) 9:30～17:00	・管理監督者 ・管理職	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 11月7日(金)
仕事の教え方 (TWI-JI) 基本速習研修	11月11日(火) 9:30～17:00	・一般監督者 ・仕事を教える立場にある方	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 10月24日(金)
製造現場監督者、指導者のための 安全指導教育研修	10月6日(月) 9:30～17:00	・製造現場監督者 ・指導者	会員 11,000円 一般 16,500円	25名 9月19日(金)

実施場所 滋賀県職業能力開発協会(大津市南郷5丁目2-14)

※詳細は、ホームページ(<https://shiga-nokaikyo.or.jp/>)に掲載しております。

【お申込み・お問合せ先】滋賀県職業能力開発協会 TEL:077-533-0850

在職者訓練のご案内

滋賀県および（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

◇県が開催するコース(技能向上セミナー)

機械系（測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど）
溶接系（アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など）
電気系（第二種電気工事士試験受験準備、甲乙4類消防設備士試験受験準備、低圧電気取扱業務特別教育など）
制御系（有接点リレーシーケンス、PLC・油圧・空気圧制御技術、Excel VBAなど）

電子・情報系（プログラミング、IoT機器製作のためのシステム開発など）

◇（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース(能力開発セミナー)

機械系（機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など）

電気・電子系（電子回路、シーケンス、マイコン制御、生産情報システム、電気保全など）

建築系（建築計画、設計・製図、構造設計、部材加工、施工管理など）

※コースの詳細（開催日・内容・受講料等）、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

	滋賀県		（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部	
施設	高等技術専門校米原校舎 (テクノカレッジ米原)	高等技術専門校草津校舎 (テクノカレッジ草津)	滋賀職業能力開発促進センター (ポリテクセンター滋賀)	滋賀職業能力開発短期大学校 (滋賀職能大)
所在地	米原市岩脇411-1	草津市青地町1093	大津市光が丘町3-13	近江八幡市古川町1414
TEL	0749-52-5300	077-564-3296	077-537-1191(事業主課)	0748-31-2252(学務課)
FAX	0749-52-5396	077-565-1867	077-537-1299	0748-31-2255
HP	https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/		ポリテクセンター滋賀ホームページ https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/ 滋賀職能大ホームページ https://www3.jeed.go.jp/shiga/college/	



改正 育児・介護休業法

令和7年10月1日施行分の対応はお済みですか

育児・介護休業法が改正され、令和7年4月より順次施行されています。10月からは、3歳から小学校就学前の子を育てる労働者が、柔軟な働き方ができるよう、社内制度を設けることが義務化されます。

令和7(2025)年10月1日から施行

① 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務

就業規則等の見直し

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- 事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- 労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- 事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等 (10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇
(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの
柔軟な働き方

注：②と④は、原則時間単位で取得可とすると必要があります

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知事項

- ① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容
- ② 対象措置の申出先(例:人事部など)
- ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度

② 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義務

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

聴取内容

- ① 勤務時間帯(始業および終業の時刻)
- ② 勤務地(就業の場所)
- ③ 両立支援制度等の利用期間
- ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。具体的な配慮の例として、「勤務時間帯や勤務地にかかる配置」、「両立支援制度等の利用期間等の見直し」、「業務量の調整」、「労働条件の見直し」などが挙げられます。

詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください

<http://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>



育児・介護休業法に関するお問い合わせは、雇用環境・均等室へ
滋賀労働局 雇用環境・均等室 TEL:077-523-1190



労働相談 Q&A

テーマ

育児・介護休業法

「令和7年10月1日施行の内容」について

今回は、男女とも仕事と育児を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置等についての法改正についてお知らせします。

就業規則等の見直しが義務となるものがありますので注意が必要です。



質問

「柔軟な働き方を実現するための措置等」とはどのような内容ですか。



回答

事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に対して、職場のニーズを把握した上で、次の5つの中から2つ以上の措置を選択して講じなければなりません。

- ①始業時刻等の変更 ②テレワーク等（10日以上／月） ③保育施設の設置運営等
④就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上／年）
⑤短時間勤務制度

また、3歳に満たない子を養育する労働者に対して、定められた周知時期に事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として選択した上記の制度に関して周知事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。



質問

次に「仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮等」とはどのような内容ですか。



回答

事業主は、労働者から本人または配偶者の妊娠・出産等の申出があったときや、子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する「勤務時間帯や勤務地、両立支援制度等の利用期間、労働条件の見直し等」について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

また、事業主はその聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

* 詳細は厚生労働省からリーフレット等が公表されていますのでご確認ください。
「様式」例等も参考になりますのでご活用ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>

滋賀県労働相談所



苦 勞 な い 労 使
0120-967164

※フリーアクセスは、滋賀県内固定電話（もしくは公衆電話）からのみ利用可能です。

TEL：077-511-1402

開設時間 月曜日～金曜日（平日）12時～16時

場 所 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階
（面談相談は事前連絡が必要です）



社員寮やアパートで
一人暮らしの若者を狙った

訪問販売に関する注意喚起について

＜相談内容＞

突然業者が家に来て、数千万円の戸建て住宅の購入を強引に勧められ、必要がないのに契約してしまった。購入を断ろうとすると、「なめてるのか」などと凄まれ、恐怖を覚えたので、断り切れなかった。

＜センターからのアドバイス＞

- ・不動産のほか、高額な布団を売りつける例もあります。突然業者が訪問しても部屋の中には絶対に入れないようにしましょう。
- ・高圧的な態度でもひるまず、契約の意思がなければきっぱりと断りましょう。退去を求めても居座る場合は、迷わず警察を呼びましょう。

＜相談窓口＞

社員や従業員の方が上記トラブル等でお困りの場合は、下記相談窓口をご案内ください。

滋賀県消費生活センター：0749-23-0999 または 消費者ホットライン：188

インターネット消費生活相談もご利用頂けます。

URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/sodan/106095.html

※事業者の方の相談は、ひまわりほっとダイヤル（TEL:0570-001-240）へご相談ください。

【お問合せ先】滋賀県消費生活センター TEL：0749-27-2234

高齢者活躍促進セミナーのご案内

少子高齢化による人手不足が深刻化する中、高齢者の経験と意欲を活かすことが企業の成長に不可欠です。本セミナーでは、シニア人材の活用に向けたモチベーション維持や職場環境の改善など、企業が取り組むべきポイントを専門家が分かりやすく解説します。



- 1 日 時** 令和7年10月9日(木) 13:30～16:00
2 会 場 ポリテクセンター滋賀 本館3階 5号室 (大津市光が丘町3-13)
3 後 援 滋賀労働局・滋賀県商工会議所連合会・公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
 公益財団法人産業雇用安定センター滋賀事務所・公益社団法人滋賀県シルバー人材センター連合会
 びわ湖放送株式会社・京都新聞・中日新聞社

- 4 プログラム** 滋賀県における高齢者雇用の現状
 滋賀労働局 職業安定部 職業対策課 高齢者対策担当官
 基調講演 『高齢者雇用推進へのアプローチ』
 愛知学院大学 経営学部 教授 関 千里 氏
 高齢者雇用支援制度の紹介 滋賀支部 高齢・障害者業務課

- 5 参加申込方法** (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 ホームページをご覧ください、
 (参加無料) 滋賀支部 高齢・障害者業務課あてお申し込みください。

HPはこちら↓



- 6 お問い合わせ先** (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部 高齢・障害者業務課
 〒520-0856 滋賀県大津市光が丘町3-13
 TEL:077-537-1214 FAX:077-537-1215
 E-mail:Shiga-kosyo@jeed.go.jp



令和7年度 企業向けセミナー『認知症と共に働く』

～職場における認知症の方の理解と支援について～のお知らせ

高齢化の進展に伴い、認知症患者数は増加する傾向にありますが、発症するのは高齢者に限りません。若年性認知症は65歳未満で発症する認知症を指し、働き盛りの年代に発症することから、就労継続を含め、その後の支援のためにも企業の理解が欠かせません。

この研修会では、認知症（若年性認知症を含む）に対する基本的な知識や対応方法、就労を継続するための工夫や支援、活用できる社会保障や資源などについて紹介します。

また、参加の皆様と情報交換・意見交換を予定しております。意外と知らない実際の話などが気軽に聞けますので、ぜひご参加ください。

- 日 時 令和7年12月10日(水) 14時00分～16時00分
 ●会 場 滋賀産業保健総合支援センター8階会議室 (大津市浜大津1-2-22 大津商中三楽ビル)
 ●対 象 産業保健関係者、人事・労務担当者、医療・福祉関係者等
 ●内 容 1. 情報提供「滋賀県の認知症施策について」滋賀県医療福祉推進課
 2. 講演「若年性認知症コーディネーター事業と支援の実際」

参加費
無料

会場開催

ちょっと気になることが
気軽に聞けます！

- 講師：医療法人明和会 琵琶湖病院 精神保健福祉士 西村 千佳子 氏
 (若年性認知症支援コーディネーター)
 講師：一般社団法人 水口病院 精神保健福祉士 谷口 麻有子 氏
 (若年性認知症支援コーディネーター)



3. 情報交換・意見交換
 ●参加申込 滋賀産業保健総合支援センターホームページからお申し込みください (メ切11/19まで)

- お問い合わせ先 滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課 在宅医療福祉・認知症施策推進係 TEL:077-528-3522

労働委員会
だより

雇用のトラブルまず相談、 次にあっせんを！



～10月は「個別労働関係紛争処理制度(労働相談・あっせん)周知月間」です！～

あっせん制度とは？

労働委員会では、正社員や契約社員、パート社員、派遣社員など一人ひとりの労働者と使用者との間に生じた労働関係紛争を解決するため、労働問題について経験豊かなあっせん員が労使双方から話をお聴きし、助言を行い、話し合いによる解決ができるよう、お手伝いをする「あっせん制度」を設けています。

あっせんの対象は？

労働者と使用者との間に発生した労働条件や雇用に関するトラブルで、当事者間での自主的な解決が困難となったものが対象となります。例えば、次のような事案があります。



(労働者)

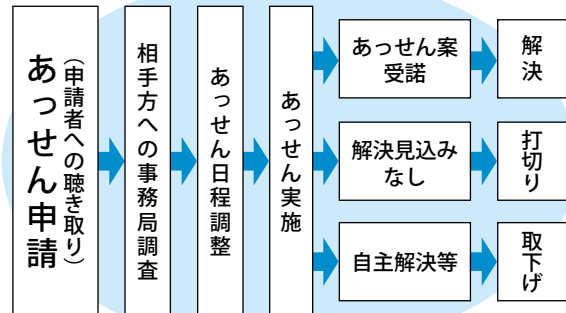
- ・最初に示された労働条件が実際の状況と異なる。
- ・職場でパワハラやセクハラを受けた。
- ・突然社長から解雇すると言われた。
- ・辞めたくないが上司から退職届を提出するよう強要されている。

(使用者)

- ・やむを得ない事情で社員に配置転換を命じたが理由もなく拒否された。
- ・無断欠勤を繰り返すなど、勤務態度に問題のある社員がいる。
- ・社員から就業規則に定めている金額以上の退職金を要求された。



あっせんの流れは？



申請方法は？

あっせん申請書を事務局へ提出してください。申請書は事務局で直接お渡しするほか、ホームページからダウンロードすることができます。

毎月、第4金曜日には

「月例労働相談」を開催中！

開催時間：14:45～

開催場所：滋賀県労働委員会

募集人数：毎回3名(組)まで

お問合せ先：077-528-4472、4473

10月は県内各地で労働相談会を開催します！

★労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員が、三人一組で丁寧に相談に応じます。

★労働者、労働組合、事業主の方など、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

※下記への事前申込みが必要です。各相談日の前日の16時30分までにお申込みください。

開催日	時間	会場	所在地
10/3 (金)	13:30 ～16:30	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1
10/4 (土)	13:30 ～16:30	彦根勤労福祉会館 3階第3会議室	彦根市 大東町4-28
10/22 (水)	17:30 ～20:00	草津市市民交流プラザ 5階小会議室4	草津市 野路1-15-5
10/24 (金)	14:45 ～17:10	滋賀県労働委員会 県庁東館5階	大津市 京町4-1-1

お問合せ先

滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号(県庁東館5階) TEL 077-528-4472、4473

福祉の世界に学ぶ！ 多様な人とのはたらきかた

受講料
無料

SDGsや多様性の求められる現代のビジネス環境。一方で、少子高齢化の深刻化の中で中小企業を中心に人材の確保に苦しみ、雇用・就業環境の整備や社員教育に奔走されている企業も多いのではないのでしょうか。

障害のある方を含め、多様な人材を雇用する中で、誰もが働きやすい職場にしていけるのは非常に難しいもの。そこで、日常的にケアを通じて多様な人とのコミュニケーションを図っている福祉業界の技術や考え方を学んでみませんか。

【開催日】

A日程

令和7年10月22日(水)13:30～17:30
12月24日(水)13:30～17:00

B日程

令和7年11月14日(金)13:30～17:30
12月24日(水)13:30～17:00

※2日間のプログラムです。

いずれかの日程でご参加ください。

【対象者】人事管理や業務遂行のリーダー的役割を担う方

【会場】草津市立市民総合交流センター
(キラリエ草津)
草津市大路2丁目1-35

【定員】各日程20名程度

【プログラム】

1日目

講義1「障害福祉を拓いた糸賀一雄氏らの実践から現代に生きる私たちが学ぶべきこと」講師：大平真太郎氏(社会福祉法人グロー)

講義2「なぜ、ビジネスや企業の現場に福祉的な視点が求められるのか？」
講師：近藤紀章氏(滋賀大学DS・AIイノベーション研究推進センター 講師)

事例検討・デモンストレーション

相談援助の事例検討体験を通して、課題を抱える人への適切な配慮のために必要な「本人を知ること」の重要性、安心・安全な職場環境づくりのための対話によるコミュニケーション、人材育成のためのコーチングの手法等を学びます。

2日目

事例検討・演習

1日目に体験した社会福祉援助技術を応用して、実際の職場での困りごとを持ち寄り、課題解決に向けた検討を行います。

主催：滋賀県

実施・申込み・お問合せ先：公益財団法人 糸賀一雄記念財団

〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138県立長寿社会福祉センター内

TEL：077-567-1707 FAX：077-567-1708

Eメール：itoga@itogazaidan.jp URL：http://www.itogazaidan.jp/

申込フォームあり→



滋賀県が

仕事と介護の両立支援アドバイザーを派遣します

無料!
先着順

就労しながら介護をする人の増加が見込まれる中、従業員の方が、突然介護が始まって混乱したり、それが介護離職につながることを防ぐ、仕事と介護の両立に関する情報の周知が必要です。

令和7年度 事業内容

- ①両立支援アドバイザーを県内企業・団体等に派遣し、従業員の方々に両立支援制度や介護保険制度の説明を行います。
- ②説明会后、個別相談の希望がある場合、別日にアドバイザーが相談に応じます。
※個別相談は1回のみ可

・派遣先企業は先着順で決定します（令和7年度予算の範囲内で実施。中小企業優先。）。

・アドバイザーの派遣は委託先（滋賀県介護支援専門員連絡協議会）より行います。

【お問合せ先】 滋賀県 健康医療福祉部 医療福祉推進課 企画係

TEL：077-528-3521 FAX：077-528-4851

E-mail：ed00@pref.shiga.lg.jp

申込み方法等、詳細は
ホームページをご覧ください→



「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町 4-1-1

TEL：077-528-3751 FAX：077-528-4873 URL：https://www.pref.shiga.lg.jp/ E-mail：fe0001@pref.shiga.lg.jp

